

## 千代田区図書館評議会設置要綱

### (目 的)

第1条 千代田区立図書館の基本運営方針及び運営実績について区民、有識者、関係者等から広範に意見を聴取し、運営改善の参考に資することを目的として千代田区図書館評議会（以下「評議会」という）を設置する。

### (検討事項)

第2条 評議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 千代田区立図書館の運営方針及び運営実績の評価に関すること。
- (2) その他千代田区立図書館の運営改善について検討を要すること。

### (構 成)

第3条 評議会は委員15名以内で構成し、専門的観点から特定事項を審議するため、評議会のもとに委員を部会長とする専門部会を設けることができる。なお、評議会及び専門部会は、必要に応じ評議会構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

### (委員の委嘱)

第4条 評議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 図書館情報学専門家
- (2) 図書館関係者
- (3) 出版・流通事業関係者
- (4) 経済団体関係者
- (5) 区内大学関係者
- (6) 生涯学習・教育関係者
- (7) 公募による区民

### (任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、区長が必要と認める場合は、再任を妨げない。  
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第6条 評議会に会長・副会長を置く。専門部会に部会長を置く。  
2 会長・部会長は、会を代表し、会務を総括する。  
3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (開 催)

第7条 評議会は年2回の定期会及び必要に応じ随時開催する臨時会から成る。

### (招 集)

第8条 評議会は会長が招集する。

### (事務局)

第9条 評議会の事務局は、図書・文化資源課に置く。

### 附則

この要綱は平成19年6月22日から施行する。(19千区文発第114号)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。(21千区図文発第54号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(23千区図文発第500号)